

第 11 期弘前市分別収集計画
(令和 8～12 年度)

令和 7 年 5 月

弘前市

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、容器包装廃棄物を分別収集し、容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物や製品プラスチックの3Rを推進し、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会を形成していくものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物や製品プラスチックの発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政のパートナーシップによる取り組みの推進
- (3) 環境負荷及び処理コストの少ないごみ処理システムの構築

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行う。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	5,572 t	5,519 t	5,468 t	5,417 t	5,366 t
製品プラスチック	99 t	99 t	99 t	99 t	99 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら、以下の方策を実施する。

- (1) 市の広報やごみ収集アプリ、出前講座制度等を通じて、容器包装廃棄物の3Rの推進に関する普及啓発活動を積極的に推進していく。
- (2) 再生資源回収を促進させるため、回収団体への報奨金制度を引き続き実施するとともに、民間施設や公共施設などにおける資源物の拠点回収をPRしていく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	かん
主として ガラス製の 容 器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの 製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	プラスチック資源

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

単位：t

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	138.24		136.85		135.49		134.13		132.79	
主としてアルミ製の容器	238.12		235.74		233.38		231.05		228.74	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	85.18		84.33		83.49		82.65		81.83	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	85.18	0.00	84.33	0.00	83.49	0.00	82.65	0.00	81.83	0.00
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	151.26		149.74		148.25		146.76		145.29	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	151.26	0.00	149.74	0.00	148.25	0.00	146.76	0.00	145.29	0.00
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	503.28		498.24		493.26		488.32		483.44	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	503.28	0.00	498.24	0.00	493.26	0.00	488.32	0.00	483.44	0.00
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
主として段ボール製の容器	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	501.47		496.45		491.49		486.57		481.70	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	501.47	0.00	496.45	0.00	491.49	0.00	486.57	0.00	481.70	0.00
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	361.96		361.96		361.96		361.96		361.96	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	361.96	0.00	361.96	0.00	361.96	0.00	361.96	0.00	361.96
(うち白色トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0.00		0.00		0.00		0.00		0.00	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	99.49		99.49		99.49		99.49		99.49	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0.00	99.49	0.00	99.49	0.00	99.49	0.00	99.49	0.00	99.49

※ 令和6年度再商品化搬出量を基に計上。

※ プラスチック製容器包装と製品プラスチックは令和6年度に実施した、プラスチック資源一括回収リサイクルに伴う各市町村の分別収集モデル地区の品質調査を基に計上。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度（令和7年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は弘前市一般廃棄物処理基本計画における人口推計値より、次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
156,407人 (対前年度比)	154,842人 (対前年度比)	153,293人 (対前年度比)	151,760人 (対前年度比)	150,242人 (対前年度比)
99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町会や市民団体による集団回収が進んでいる容器包装廃棄物については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	主としてスチール製の容器	かん	委託業者による定期回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理
	主としてアルミ製の容器		委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、民間業者における処理
ガラス	無色のガラス製容器	びん	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理、民間業者における処理
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	民間業者における処理
	主として段ボール製の容器	ダンボール		
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期回収、町会や市民団体による集団回収	弘前地区環境整備事務組合が所管する資源化施設における処理
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック資源		
	製品プラスチック（プ			

	プラスチック資源循環法 に基づく分別対象物)			
--	---------------------------	--	--	--

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
主としてスチール製 の容器	かん	ごみ袋	パッカー車	選別・圧縮・ 保管施設 (弘前地区 環境整備 センター)
主としてアルミ製 の容器				
無色のガラス製容器	びん			
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
主としてポリエチレンテレフ タレート (PET) 製の容器で あって飲料、しょうゆ等を充て んするためのもの	ペット ボトル			
主として紙製の容器であって 飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利 用されているものを除く。)	紙パック	紙ひもで縛 る、ごみ袋		
主として段ボール製の容器	ダンボール	紙ひもで縛 る、ダンボー ル、ごみ袋		
主としてプラスチック製の容 器包装であって上記以外のも の	プラスチッ ク資源	ごみ袋	選別・圧縮・ 保管施設 (民間業者)	
製品プラスチック (プラスチッ ク資源循環法に基づく分別対 象物)				

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、学識経験者、市民、事業者、行政からの委員で構成する廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。
- (2) 再生資源回収を拡大させるため、回収団体への報償金制度を実施するとともに、公共施設や民間施設における資源物の拠点回収を推進する。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。